

近江八幡市立総合医療センター患者給食業務委託について、公募型プロポーザル方式により企業選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年7月14日

近江八幡市立総合医療センター

近江八幡市病院事業管理者 白山 武司

患者給食業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近江八幡市立総合医療センター（以下「医療センター」という。）における入院患者に対する食事提供を行う。食事提供については、多様化するニーズと変革する病院経営環境の中、限られた経営資源を最大限に活用し最大の効果を追求するため、患者給食業務の委託事業者の募集選定を行う。

2. 委託業務概要

(1) 業 務 名 患者給食業務委託

(2) 業務内容 別紙仕様書に定める業務

(3) 事業期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

当該業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約である。

(4) 予定価格 ①固定経費は、673,560,000円（3カ年分）を上限とする。

②食材費は、336,712,500円（3カ年分・1食250食）を上限とする。

③産科祝い膳の食材費は、4,095,000円（3カ年分・年間350食）を上限とする。

*食材費には経管栄養用の経腸栄養剤及び調乳用ミルクは含まない。

*支払いは毎月払いとするが、必ずしも等分した金額である必要は無い。その場合は、月々の支払い額を明記した書類も提出すること。ただし、令和9年度の支払額について、①は年間224,520,000円、②は1日1,230円、③は1食3,900円を超えてはならない。見積書算出のための食数は当院の実績に基づく数であり、実際の支払いについては提供された食数に合わせて行う。

*見積額を含めて、上記の金額については消費税を除いた額とする。

*食材費購入にかかる消費税の減額が見込まれているが、実施された場合は食材費の単価について協議を行うので応じること。（既に契約済みである場合は、変更契約等を行うこととする。）

(5) 委託金額の決定等

本プロポーザルにより選定した事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内で地方公営企業法施行令 21 条の 14 第 2 項の規定により随意契約を行う。

3. プロポーザルへの参加資格に関する事項

- (1) 令和 8 年度近江八幡市役務提供入札参加資格名簿に登録されている者であること。

ただし、登録していない者については、別途定める近江八幡市立総合医療センター患者給食業務における役務提供競争参加資格申請書提出要項に基づき、競争参加資格申請書を提出すること。受付後、入札に参加するための参加資格を審査し、参加資格を有すると認めたものを入札参加対象とし通知する。なお、認めた競争参加資格については、当該入札のみ有効とする。

- ・競争参加資格審査申請書提出：令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 3 時まで
- ・競争参加資格通知書送付：令和 8 年 8 月 5 日（水）
- ・提出先及び提出方法：「15 事務局」に記載のとおり・持参又は郵送

- (2) 近江八幡市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を、当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日に受けていない者。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

- (5) 国税・県税並びに近江八幡市に本店、支店、営業所がある場合には本市の市税に未納がない者。（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く）

- (6) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、近江八幡市暴力団排除条例（平成 23 年近江八幡市条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に指定する暴力団員に該当しないこと。

- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

- (8) 令和 8 年 4 月 1 日現在、一般病床 350 床以上の病院においてニュークックチルでの給食業務の実績があること。

- (9) 令和 8 年 4 月 1 日現在、本社管轄の全国の受託先の医療機関において過去 1 年間食中毒事故を発生させていないこと。

4. 日程（予定）

- | | | |
|-----|--------------------------------|---|
| (1) | 令和 8 年 7 月 14 日（火） | 公告 |
| (2) | 令和 8 年 7 月 24 日（金） | 現地調査会参加申込み締切り
競争参加資格審査申請書提出期限（3. プロポーザルへの
参加資格に関する事項（1）に該当する場合） |
| (3) | 令和 8 年 7 月 29 日（水）・予備日：30 日（木） | 現地調査会 |
| (4) | 令和 8 年 8 月 5 日（水） | 質問締切り
競争参加資格通知書送付（3. プロポーザルへの
参加資格に関する事項（1）に該当する場合） |

- | | | |
|------|--------------|----------------|
| (5) | 令和8年8月13日(木) | 回答文書送付 |
| (6) | 令和8年8月19日(水) | 公募参加意向申出書提出締切り |
| (7) | 令和8年8月25日(火) | 公募参加資格の可否通知 |
| (8) | 令和8年9月11日(金) | 企画提案書提出の締切り |
| (9) | 令和8年9月28日(月) | プレゼンテーション実施 |
| (10) | 令和8年10月7日(水) | 審査結果通知 |
| (11) | 令和9年4月 | 契約 |

5. 現地調査会

日時 令和8年7月29日(水)・予備日令和8年7月30日(木)

※詳細な時間は現地調査希望業者の数が確定後、お知らせします。

集合場所 医療センター2階 会議室2

なお、現地調査会参加申込書(様式3)を令和8年7月24日(金)午後3時までに提出してください。(電子メール・FAX可。)

※現地調査は1社2名以内とします。厨房内の安全衛生維持のため以下の準備等をお願いします。

なお、申込み多数の場合は予備日になる可能性もあります。その場合は事前に連絡致します。

- ・検便検査報告書(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌の3種)を提出してください。
- ・厨房内で着用していただく白衣、マスク、履物またはシューズカバー、毛髪露出を防止するための帽子類を持参してください。
- ・厨房入室時に、検温、体調についての聞き取りをさせていただきますのでご協力ください。

6. 質問受付方法等

本要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は質問書(様式2)を提出してください。

- (1) 提出期間 令和8年7月29日(水)から令和8年8月5日(水)までの毎日(ただし、最終日は午後3時必着とします。)
- (2) 提出方法 事務局まで質問書(様式2)を書面により提出してください。
(電子メール・FAX可。)
- (3) 回答方法 提出された質問書については一括して回答文書を作成し、令和8年8月13日(木)午後3時までに電子メールにて、すべての質問書提出事業者ならびに現地調査会出席事業者宛に送付します。なお、電話等による問い合わせは出来ませんのでご了承ください。

7. 公募参加意向の申請

公募参加意向申請(様式1)及び該当の添付書類を持参又は郵送等にて令和8年8月19日(水)午後3時(必着)までに事務局へ提出してください。

公募参加資格可否通知は令和8年8月25日(火)に公募参加意向申請提出事業所すべてに送付します。

公募参加意向申請に基づく公募参加資格確認結果通知のない事業者は、企画提案書の提出ができませんのでご注意願います。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和8年9月11日（金）午前10時必着

いかなる理由・提出方法においても提出期限後の受付はできませんので注意してください。

(2) 提出方法：持参又は郵送等（ただし持参の場合は平日の執務時間内（8：30～17：15）とし、土曜、日曜、祝日は受付できませんので注意してください。郵送の場合は郵便書留に限ります）により下記事務局まで提出して下さい。なお、分割提出はできません。

(3) 提出書類：プレゼンテーションの資料（様式自由）及び 概算見積書（様式自由）

※いずれも正本1部以外の書類には、事業者名等、提案者を特定できる表現はしないこと。

概算見積書は本業務に係る経費とし、積算にあたっての根拠等も明示してください。

なお、概算見積額が予定価格を超えている場合は企画提案書を受理できませんので、ご注意願います。（プレゼンテーションも出来ません）

(4) 提出部数：10部（ただし、概算見積書については、1部正本・捺印、残りはコピーで可とします。）

9. プレゼンテーションならびに審査方法

(1) プレゼンテーションの実施

日時 令和8年9月28日(月)

※詳細な時間は提案業者の数が確定後、お知らせします。

会場 医療センター2階 会議室1

時間 1社につき 発表20分以内 質疑応答15分以内（別に準備、片付けで5分程度）

説明者 説明は、委託業務に直接携わる者（責任者、チーフ等）が行うこと。

備考

- ・プレゼンテーションの参加人数は説明者を含めて1社につき3名以内のこと。
- ・プレゼンテーションに使用されるOA機器について、プロジェクター（ケーブル含む）、スクリーン、ポインター、テーブル、椅子等は医療センターにて準備しますが、パソコン等必要となるものは持参のこと。
- ・控室は、医療センター2階 会議室4を用意します。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とします。

(2) 審査方法

医療センターの関係職員で構成する審査会を設置し、企画提案書ならびにプレゼンテーションの結果を踏まえて優先交渉権者1社及び次点者1社を特定する。審査会は非公開で行います。審査事項及び評価は次に挙げるものとし、合計点数で総合的に判断します。総合点数が同点の場合は審査委員会の合意により決定します。なお、参加者数を問わず評価点数が126点に満たない場合は、該当者なしとします。

●評価項目、評価点配分等

総括的事項	企業理念が当院基本方針に合致しているか 当院のパートナーとして、運営方針が掲げられているか 病院におけるニュークックチルによる食事提供業務の実績があるか	1 5
運営管理体制	受託責任者の業務内容・権限・責任が明記されているか 当院の食事サービスに合った人員配置がされているか 本社・支店等のバックアップ体制が整備されているか 業務実施のための準備・スケジュールは妥当であるか	1 5
配置人員及びタイムスケジュール表	安定して運営可能な人員配置がされているか 各食事時間に栄養士によるチェック体制が取られているか 清掃・休憩・朝礼・研修等が加味されたタイムスケジュールになっているか	2 0
提案力	当院の要望等に対し、迅速に協議を行い且つ柔軟に対応出来る体制が備わっているか よりおいしい食事を提供するための創意工夫がみられるか	2 5
教育・研修体制	人材教育における考え方について明確な方針が示されているか	1 5
衛生管理	衛生管理に対する会社の姿勢が示されているか 従業員の衛生管理体制（従業員向けのマニュアル作成等）及び衛生チェック体制は適切に実施されているか	2 0
食材の調達及び管理方法	食材について、トレーザビリティ（物流管理）等の体制が構築されているか 納品業者及び食材に関する衛生基準は整備されているか アレルギー等の商品情報が管理されているか	1 5
危機管理体制	災害発生時の事業継続計画が策定されているか 食中毒発生時の対応・平常時の備えが整備されているか 保険加入内容等が示されているか	1 5
受託責任者の知識、経験、マネジメント能力	ニュークックチルにおける知識、経験を有しているか マネジメント能力が優れているか 本社や専門部署から定期的にニュークックチル等に関するサポートを行う体制が整備されているか	2 5
配置人員の知識、経験	病院における食事の提供業務の実績があるか 業務実施に必要な知識（業務歴、資格等）を有しているか	1 5
見積金額	※最も安価な見積り金額を基準として比較	3 0

10. 審査結果の通知

審査会においての結果は、全ての参加事業者に書面にて通知します。

11. 特定業者の決定

優先交渉権者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉します。結果はプレゼンテーションに参加した全事業者に通知します。

12. 提案の辞退

公募参加意向申出書を提出した後、参加を辞退する場合は、早々に辞退届を提出すること。辞退をした場合でも、今後貴社が不利益な取り扱いを受けることはありません。

なお、辞退届については様式自由としますが、社印等が押印されたものとします。

13. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とします。

- (1) 提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査員と不正な接触をした場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 公共事業に関して違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (8) その他、当該要項に基づいていない場合

14. その他

- (1) 本プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表します。
- (2) 本プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合があります。
- (3) 既存資料の閲覧については、必要に応じ申し込みを受付します。ただし、閲覧の有無が、今回の公募による選定に際し、なんら影響、効力を及ぼすものではありません。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担となります。
- (5) 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属しますが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがあります。なお、採用された技術提案書の著作権は医療センターに帰属するものとします。
- (6) 提出された企画提案書は返却しませんのでご了承ください。
- (7) 今後予想される一連の委託業務に際しては、企画提案書に記載された内容の変更は認められません。ただし、変更の理由について、医療センターがやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。
- (8) 本プロポーザルに係る個別の説明会は開催しません。質問がある場合は、当該要領に基づき質問書（様式2）を提出してください。なお、質問がない場合は提出の必要はありません。
- (9) 引き継ぎに係る費用は受託企業の負担とします。
- (10) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。
- (11) 現地調査会参加申込書（様式3）および質問書（様式2）は、執務時間（8：30～17：15）外および土日曜日・祝祭日に電子メールまたはFAXによる提出も可能ですが、平日の執務時間内に送信した旨の電話連絡を必ずしてください。
- (12) 契約締結後、著しい物価変動その他社会経済情勢の変化が生じ、契約内容を維持することが困難であると認められる場合は、発注者及び受注者が協議の上、契約内容を変更することがあります。

15. 事務局

〒523-0082 近江八幡市土田町1379番地

近江八幡市立総合医療センター 担当（総務課：森（祥）、栄養管理科：東野）

Tel：0748-33-3151 Fax：0748-33-4877

E-mail：030202@city.omihachiman.lg.jp

執務時間（平日8：30～17：15）